

「教育費無償化」の前進を求める意見書

国は、2010年度から「公立高校授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度（以下、「高校無償化」）」を開始したが、保護者が負担する学校教育費は、依然として家計の中で大きく、長引く不況のもとでこれ以上の負担は困難という家庭も増えている。

そうした実情を受け、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も出ているが、地方財政の厳しさからも、対策には限界があることから、国が責任をもって教育費の保護者負担軽減を進める必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきである。

「高校無償化」について、政府は、2014年度以降の所得制限を導入する法案を閣議決定したが、このことは、予算を増額することなく、低所得者対策として「高校無償化」を実施することを意味し、制度本来の趣旨とは異なるものである。

昨年、国は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）第13条2の一部の留保を撤回し、高校・大学の無償教育の漸進的導入を国際的に宣言しており、一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を実現することが強く求められている。

よって、国会及び政府においては、以下の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 「高校無償化」の維持・拡充をすすめること。
- 2 高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）11月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道及び
改革所属議員全員